

## 『定期積金規定』

1. (掛金の払込み)  
定期積金(以下「この積金」という)は、証書記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書を持参してください。
2. (給付契約金の支払時期)  
この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。
3. (払込みの遅延)  
この積金の払込みが遅延した時は、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、証書記載の年利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。
4. (給付補填備金等の計算)
  - (1) この積金の給付補填金は証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
  - (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
    - ① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日までの期間について、次の③によって計算し、この積金の掛込残高とともに支払います。
    - ② 当組合がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、次の③によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
    - ③ 前各号の期間に応じた計算は、次によります。この場合の計算の単位は1円とします。ただし、bの利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、当該普通預金利率とします。
      - a. 初回払込日からの期間が12か月未満のもの  
・・・解約日の普通預金利率
      - b. 初回払込日からの期間が12か月以上のもの  
・・・約定年利回×60%
5. (先払割引金の計算等)
  - (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回に準じて満期日に計算します。
  - (2) 先払分に準じて満期日の繰上げは行いません。
6. (満期日以後の利息)  
この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

以 上  
2020年4月1日現在